初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

「旅客自動車運送事業運送規則第４７条の７第１項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第１０８９号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、公表します。

◎基本方針

初任運転者は貸切バス（小型、中型、大型）で実技研修を行います。

初任運転者は座学研修を２０時間以上経験した後、指導運転者添乗の下、まずは走行しやすい当社沿線（実際に走行する区間）を経て、段階的に難度区間（山間区間等）の研修へと移行していきます。最終的には複数の指導運転者及び会社役員の判断によって選任していきます。

◎初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

１．事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守を含む）

２．事業自動車の構造上の特性と日常点検の方法

３．運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

４．危険の予測及び回避

５．安全性の向上を図るための装置を備える事業者自動車の適切な運転方法

６．ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

７．安全運転の実技（添乗による指導を含む）

１～６までは合計１０時間以上、７は２０時間以上実施